

【札幌市に住民票のある公務員の皆様へ重要なお知らせ】

物価高対応子育て応援手当 申請期限延長のご案内

まだ申請されていない方は、**6月30日(必着)**までにお手続きをお願いいたします

◆ 手当の概要

支給額	対象児童1人につき 2万円
対象となる児童	(1) 令和7年9月分(※)の児童手当の支給対象児童 (※令和7年9月に出生した児童については10月分) (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

⚠ 札幌市では令和8年6月30日(必着)まで受付期限を延長しています

- ・ 札幌市にお住まいの公務員の方は、札幌市への「個人での申請手続き」が必要です。自動的に振り込まれません。
- ・ 「すでに申請したつもりになっていた」「制度を知らなかった」というケースが増えています。まだお手続きがお済みでない場合は、この延長期間中に必ずご申請ください。
- ・ 申請期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受付できませんので、ご注意ください。

◆ 申請手続きについて

STEP 1: 確認	STEP 2: 準備	STEP 3: 申請
令和7年9月30日(基準日)時点で札幌市に住民票のある方が対象となります。 札幌市に住民票があった方は下記「◆問い合わせ先」の「さっぽろ子育て情報サイト」で、延長後の申請期限や手続き方法を確認します。	所属庁から発行された証明入りの申請書、口座情報のわかる通帳・キャッシュカードをご用意ください。 ※マイナポータル等で登録済みの「公金受取口座」をお振込先として指定できます。	オンライン申請、または郵送(郵便代は申請者負担)にて申請期限までに申請してください。 ※公金受取口座のご利用を希望される場合は、郵送にてご申請ください。

◆ 支給時期について

申請書を受理してから審査・お振込みまで2か月～3か月程の期間をいただいております。また、既に申請済みの方の次回支給日程につきましては下記ホームページからご確認いただけます。

◆ 問い合わせ先

- ・ 札幌市物価高対応子育て応援手当コールセンター
電話：011-555-2645
受付時間：9:00～18:00(土日祝日を除く)
- ・ さっぽろ子育て情報サイト(物価高対応子育て応援手当のページ)



<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/kodomo/14351.html>

注意：本手当の手続きや要件について、基準日時点札幌市にお住まいの方は、上記コールセンターへお問い合わせください。※お勤め先の総務・人事課では、児童手当の受給状況証明に関するお問い合わせ以外にはお答えできません。